

## 「和歌山信愛大学教育学部紀要」投稿規程

1. 和歌山信愛大学教育学部は、本学教員の学術研究の成果を発表することを目的として、『和歌山信愛大学教育学部紀要』(以下、『紀要』とする。)を発行する。
2. 『紀要』刊行のため、和歌山信愛大学教育学部紀要編集委員会(以下、「編集委員会」とする。)を置く。
3. 編集委員長は、学術研究会企画運営委員が務める。
4. 編集委員会は、次の者をもって構成する。
  - (1) 学術研究会企画運営委員
  - (2) 学術研究会会長が認めた者若干名
5. 紀要に投稿できる者は、原則として和歌山信愛大学学術研究会の正会員、名誉会員、賛助会員に限る。ただし、編集委員会が特別に認めた場合は、投稿することができる。また、本学部専任教員がファーストオーサーとなった共著論文に関しては、本学部専任教員以外の投稿を認める。
6. 原稿の種類は、以下のものとする。ただし、他の媒体に未発表のものに限る。
  - (1) 論文(10 ページを原則とする)
  - (2) 研究ノート(4 ページを原則とする)
  - (3) 報告(作品、授業、課外活動、センター・委員会等)
  - (4) 図書紹介
  - (5) その他編集委員会が適当と認めたもの(翻訳、資料紹介等)
7. 「論文」「研究ノート」の投稿に関しては、いずれか 1 件を原則とする。
8. 原稿の内、「論文」「研究ノート」に関しては査読を行う。
9. 紀要に掲載される論文等の著作権は、和歌山信愛大学教育学部に属する。
10. 投稿者は、編集委員会の指示に基づき、原則として事前に投稿を行う旨の申請を行う。
11. 「和歌山信愛大学教育学部紀要執筆要領」に基づいて作成した原稿を、編集委員会の示した期日までに所定の方法で提出する。
12. 紀要是、原則として年 1 回、3 月末に電子ジャーナルとして刊行する。
13. 著者校正は、原則として 1 校までとする。
14. 紀要是、原則として和歌山信愛大学の Web サイト上で公開する。
15. 投稿にあたっては、関係法令や学内規定を遵守し、研究倫理に則っていなければならない。  
また、必要な場合は研究倫理委員会の審査を受けなければならない。

### 附則

この規程は、2019 年 4 月 1 日より施行する。